

令和2年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年1月31日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出(農業用施設)の受理について

その他

1. 令和2年度 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募状況について
2. 令和2年2月21日の委員研修会の参加について

出席委員

1番 生田 政行	2番 横段 登	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 水場 守信	6番 向井 幸弘	7番 林 武彦	8番 亀山 博司
9番 今井 満	10番 上田 勝則	11番 長迫 秀	12番 本末 満
13番 灰原 松二	14番 大道 正孝	15番 秋光 貴志	16番 土井 光弘
18番 石田 尚則	19番 北村 正次		

事務局

住谷事務局長 大番事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 池田委員、6番 向井委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書を送付しています。また、本日配布した資料は、資料1「令和2年度農業委員及び農地利用最適化推進委員の公募状況」、資料2「令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会開催要領」、「JAくれだより」第70号、「JA広島ゆたか」第148号、第149号、豊町産業文化祭のチラシです。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広名田2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は320㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、譲受人の要望により譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地と併せて11アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このまま続けていってほしいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で937㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は高齢で労力不足により耕作困難なため、使用借人の要望により貸し付けるもので、使用借人は、申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、115アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は、草を焼いて、これから野菜を植えるということです。譲受人は、将来が期待される若い農業者で、これからも続けていってほしいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町大字音戸字峠〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は814㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、永続的な農業経営を図るため、譲渡人が役員である法人に所有権を移転、譲受人は、申請地を譲り受け、経営規模を拡大するもので、譲受人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たしております。営農計画につきましては、水稻を作付けする予定です。経営面積につきましては、東広島市で約35アール耕作しており、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向 井 委 員：6番 向井です。申請地は、法人の役員が、法人に贈与するものです。若い経営者で、今後に期待したいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町原山1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は647㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地と併せて約14アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。譲受人は、申請地の下の土地も所有しており、農業がしやすくなると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番、外4筆、地目は田、面積は合計で1,775㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は豪雨災害で農機具が全部流出したため、離農し、所有権を移転するものです。譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで72アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、豪雨災害がひどかった市原地区の農地で、譲受人の農地とともに圃場整備をし、規模拡大するということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、仁方町字戸田東〇〇〇〇番ほか 1 筆、地目は田、面積は合計で 498 m²の第 2 種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等は、駐車場 5 区画を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2 番 横段です。申請地は、日当たりのいい農地ですが、駐車場にするということやむをえないをお願いします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2 番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2 番の申請地は、倉橋町字鹿島瀬戸口〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は 253 m²の第 2 種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場 5 区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。なお、本申請地は、農振農用地区域に指定されていましたが、令和元年 11 月に解除されております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5 番 水場です。駐車場にするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3 番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3 番の申請地は、川尻町原山 3 丁目〇〇〇番〇、外 1 筆、地目は田、面積は合計で 107.28 m²の第 2 種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、

所有権を移転するものです。規模等は、併用地951番1と合わせて、太陽光パネル252枚、発電容量49.5kwを整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に太陽光発電設備用地として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、中国電力との電力受給契約についても、接続契約締結日および接続同意日の証明を添付済みです。その他の関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。排水もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は432㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、平家建住宅1棟、庭敷及び駐車場4区画分を整備する計画です。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、以前から耕作されてない土地で、住宅を建てるということで、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町安登西5丁目〇〇〇番〇〇，外2筆，地目は田及び畑，面積は合計で221.98㎡の第2種農地です。転用の目的は，駐車場として利用するため，所有権を移転するものです。規模等につきましては，駐車場4区画分を整備する計画です。しかしながら，写真でもお分かりのように，既に駐車場として利用されているため，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。申請地は，既に駐車場として利用されていますが，やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は，安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は54㎡の第2種農地です。転用目的は，駐車場として利用するため，所有権を移転するものです。規模等は，隣接地1438番5及び1439番3の駐車場3区画分を，整備する計画です。関係法令については，「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。車を止めるのに不便ということで，申請されております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字赤向坂字岡田〇〇〇番、外2筆、地目は田、面積は合計で2,288㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等は、太陽光パネル272枚、発電容量49.5kwを整備する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請中で、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力受給契約」が成立する予定です。その他の関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、日当たりのいいところで、排水も下の川に流れていくので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたときに許可すると決定します。

議 長：8番と9番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、蒲刈町大浦字音地〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,251㎡の第2種農地です。9番の申請地は、蒲刈町大浦字音地〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,036㎡の第2種農地です。転用の目的は、どちらも太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、8番の申請地が発電容量44kw、太陽光パネル240枚を設置、9番の申請地が発電容量33kw、太陽光パネル180枚を設置する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みです。また、中国電力との電力受給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「特定契約」及び「電力受給契約」が成立済みです。関係法令については、都市計画法による開発

許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されてお
りません。尚、通常、譲受人も譲渡人も同じでしたら1件として5条申請を受理しま
すが、経済産業省の認定通知、電力会社との特定契約及び電力受給契約も2件となってい
ましたので、5条許可申請も2件として受理しました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。排水は、近くに水路があり、問題ないと思います。ご審議のほどよ
ろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、8番と9番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、8番と9番は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第3号「非農地証明申請について」を議題とします。1番、2番、3番に
ついては関連する案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字草卸〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,472㎡の第2種
農地です。2番の申請地は、倉橋町字草卸〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,160㎡
の第2種農地です。3番の申請地は、倉橋町字草卸〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は19
7㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、いずれも、平成30年7月豪雨によ
りかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林又は原野として証明を受けようとするも
のです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：5番 水場です。申請地は、山林又は原野となっており、やむをえないと思います。ご
審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から3番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から3番は、証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町大原〇〇〇〇番〇〇、外2筆、地目は畑、面積は合計で1,077㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成22年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番 上田です。申請地は、開拓地だったところですが、現況は荒れておりやむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町大字中畑字市原谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は113㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成2年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、竹やぶになっており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は587㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成30年7月7日西日本豪雨災害のため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。豪雨災害にあったところで、やむをえないと思います。ご審議のほど

よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字中畑字市原〇〇〇〇番〇、外2筆、地目は田及び畑、面積は合計で836㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成30年7月7日西日本豪雨災害のため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。先ほどと同様の案件でやむをえないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、蒲刈町大浦字岡谷〇〇〇〇番〇、外1筆、地目は畑、現況は山林、及び原野、面積は合計で277㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成3年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林、及び原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番 灰原です。大きな木も生えており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出及び農業用施設の届出に関する専決処理規程により受理したもので、9ページの農地法第4条の規定による届出が2件、10ページの農地法第4条の規定による一次転用による届出が1件、11ページから12ページの農地法第5条の規定による届出が4件、13ページの農地法施行規則第29号第1号の規定による農業用施設の届出が1件、計8件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員の公募状況について（資料1）。

農業委員は定員を超えたので募集を終了した。推進委員は定員に達していないため、募集を延長している。

水 場 委 員：会社を定年して農業されている方にも、推進委員になってもらったほうがいいと思う。

事 務 局：次期農業委員は認定農業者が過半数を超えた関係で、地域バランスが現行ほどとれていない。推進委員については、委員の空白地域を作らないように配慮して進めていきたい。また、農地パトロールや農地利用集積のことを考えていただきながら、良い人がいれば、推進委員に推薦いただきたい。

事 務 局：令和2年2月21日の委員研修会の参加について（資料2）について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第2回総会は、令和2年2月28日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和2年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

（午後14時50分）